

東京都認定こども園事務取扱要綱

平成19年2月14日	18福保子支第1183号	
平成19年8月29日	19福保子支第559号	一部改正
平成20年7月1日	20福保子支第475号	一部改正
平成25年4月1日	24福保子保第2275号	一部改正
平成28年3月11日	27福保子保第2878号	一部改正
平成28年11月2日	28福保子保第1590号	一部改正
平成29年3月8日	28福保子保第3295号	一部改正
令和4年12月9日	4福保子保第2924号	一部改正

第1 目的

この事務取扱要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「府省令」という。）、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号。以下「条例」という。）、東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成18年東京都規則第299号。以下「規則」という。）東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則実施細目（平成19年2月14日付18福保子支第1223号。以下「細目」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成26年東京都規則146号。以下「法施行細則」という。）、その他法令の定めるもののほか、認定こども園の認定及び認定内容の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化、円滑化を目指すことを目的とする。

第2 用語の意義

- この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次号に定めるところによる。
 - 公立認定こども園 国又は区市町村が設置する幼稚園又は保育所等で構成する認定こども園をいう。
 - 私立認定こども園 国又は区市町村以外のものが設置する幼稚園又は保育所等で構成する認定こども園をいう。
- 1に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、法、府省令、条例、規則及び細目で使用する用語の例による。

第3 認定申請の手続

1 公立認定こども園の認定申請の手続

公立認定こども園の認定を受けようとする者は、法第4条第1項及び府省令第8条の規定により、認定こども園認定申請書（法施行細則第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、認定を受けようとする日の属する月の2か月前の月の初日（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに知事に提出すること。

(1) 施設概要（第1号様式）

(2) 施設設備関係

- 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況（第4号様式）
- 施設の案内図（最寄駅からの経路等、周辺環境が分かるもの）
- 建物の配置図及び平面図

(3) 管理運営関係

- ア 子育て支援事業の計画（第6号様式）
- イ 当該認定こども園の設置に関する区市町村が定める条例（以下「設置条例」という。）

(4) その他

- ア 保育所入所状況（第7号様式）（既存の保育所が保育所型の認定こども園の認定を受けようとする場合に限る。）
- イ 調査書（第9号様式）全体、本園及び分園ごとに作成すること。
- ウ その他知事が必要に応じて求める書類

2 私立認定こども園の認定申請の手続

私立認定こども園の認定を受けようとする者は、法第4条第1項及び府省令第8条の規定により、認定こども園認定申請書（法施行細則第1号様式）に、次の（1）に掲げる書類を添付し、区市町村が指定する日までに当該区市町村長に提出すること。

なお、認定こども園を構成する幼稚園の設置者と保育機能施設の設置者とが異なる場合には、これらの者が共同して申請すること。

申請書を受理した区市町村長は、内容について審査を行い、適当と認めた場合には、次の（2）に掲げる書類とともに、認定を受けようとする日の属する月の2か月前の月の初日（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに知事に提出すること。

(1) 設置者が提出するもの

- ア 施設概要（第1号様式）
- イ 設置者関係
 - (ア) 履歴書（法人の場合は代表者の履歴書）
 - (イ) 認定こども園を構成する幼稚園の設置者と保育所等の設置者とが異なる場合は、共同して事業を行う旨の書類（協議書等）の写し
 - (ウ) 印鑑証明
 - (エ) 法律第3条第5項第4号の規定に関する誓約書（第5号様式）
 - (オ) 資金計画書（社会福祉法人、学校法人以外の設置者の場合）
 - (カ) 当該認定こども園の今後5年間の収支計画書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済計画についても記載すること。）（社会福祉法人、学校法人以外の設置者の場合）
 - (キ) 直近過去3年間の決算書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したのもの）
 - (ク) 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書（社会福祉法人、学校法人以外の設置者の場合）
 - (ケ) 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画（社会福祉法人、学校法人以外の設置者の場合）
 - (コ) 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（社会福祉法人、学校法人以外の設置者であって新規設立法人の場合）
 - (サ) 預貯金残高証明書（社会福祉法人、学校法人以外の設置者の場合。申請書提出期限の一か月前以降の時点のもの）
 - (シ) 納税証明書（社会福祉法人、学校法人以外の設置者の場合）
- ウ 職員関係
 - (ア) 職員の構成（第2号様式）（幼稚園、保育所等、分園ごとに作成すること。規則第6条第2項に規定する職員（以下「みなし職員」という。）については、「資格特例を受ける職員の念書及び施設長による証明」（第3号様式）を添付すること。）

- (イ) 職員の履歴書（職員の構成（第2号様式）に記載した職員全員のもの）
- (ウ) 幼稚園教諭免許状・保育士証等の資格証明書（見込証明書）の写し
- (エ) 所定労働時間の明記された非常勤職員雇用通知書の写し（保育従事職員に限る。）
- (オ) 調理業務を第三者に委託して食事の提供を行う場合には、調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供を行う場合には、外部搬入に係る契約書の写し。
- (カ) 規則附則第2項を適用する場合は、細目5（2）に該当することを証する書類

エ 施設設備関係

- (ア) 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況（第4号様式）
- (イ) 施設の案内図（最寄駅からの経路等、周辺環境が分かるもの）
- (ウ) 建物の配置図及び平面図
- (エ) 保育機能施設の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（東京都認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
- (オ) 建物の新築及び増築時並びに用途変更後の建築確認済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）（東京都認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
- (カ) 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による規則第7条を満たしていることを証する書類（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
- (キ) 建築検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）（東京都認証保育所を除く保育機能施設に限る。）

検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次のaからcまでのいずれかを提出すること。

- a 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書
 - b 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
 - c 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区市町村長が確認した文書
- (ク) 建物及び土地の登記事項証明書又は使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し（学校法人又は社会福祉法人以外のものが設置者の場合及び東京都認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
 - (ケ) 火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
 - (コ) 細目8（3）に基づき実施した「室内化学物質対策実施基準」測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。）（東京都認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
 - (サ) 細目8（4）イに規定される建築物にあつては、当該事実を客観的に証明できる書類（東京都認証保育所を除く保育機能施設に限る。）

オ 管理運営関係

- (ア) 認定こども園への移行に伴う保護者への説明書類（既存施設に限る。）
- (イ) 園児募集要項又は重要事項説明書等（次に掲げる事項を記載したもの）
 - a 認定こども園及び認定こども園を構成する施設の名称及び所在地
 - b 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - c 認定こども園の事業開始予定年月日
 - d 施設及び設備の概要
 - e 開所日、開所時間
 - f 施設の運営方針

- g 教育及び保育、健康診断などの内容
- h 給食（献立、離乳食、アレルギー食の対応方法等）
- i 定員（認定こども園の総定員、幼稚園及び保育所等の定員、保育を必要とする子供とそれ以外の子供の受入枠、年齢区分及び学級編成）
- j 認定こども園及び認定こども園を構成する施設の長の氏名
- k 職員の体制（幼稚園教諭、保育士、その他の職員の配置数）
- l 利用者から受領する費用の種類並びに支払を求める理由及び金額
- m 非常災害時の対策
- n 利用する子供に関して契約している保険又は共済の種類、保険事故及び保険金額
- o 嘱託医の氏名、所在地、委託内容
- p 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
- q 利用開始及び終了に関する事項
- r 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

(ウ) 子育て支援事業の計画（第6号様式）

(エ) 利用している子供に関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し（認定後でないとは加入できない場合は事後提出）

カ その他知事が必要に応じて求める書類

(2) 区市町村長が提出するもの

ア 保育所入所状況（第7号様式）（既存の施設が保育所型認定こども園の認定を受けようとする場合に限る。）

イ 認定こども園に係る区市町村意見書（第8号様式）

ウ 調査書（第9号様式）（全体、本園及び分園ごとに作成すること。）

第4 内容変更の届出の手續

1 公立認定こども園の内容変更届出の手續

公立認定こども園の内容を変更しようとする者は、法第29条第1項及び府省令第28条第1号の規定により、認定こども園変更事項届出書（法施行細則別記第7号様式。以下「変更届」という。）を内容変更を予定する日（定員の変更については、園児募集要項を配布する日）の20日前（分園を設置、廃止又は休止する場合は、変更を予定する日の属する月の2か月前の月の初日）（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに、次に掲げる書類を添付し知事に届け出ること。内容の変更のために設置条例等を改正した場合には、当該改正内容を明らかにするものを添付すること。

なお、当該変更に係る施設が、保育所、幼稚園の場合は、当該施設についての認可、指導監督等の権限を有する行政庁から当該施設に係る内容変更の届出を受理したことを確認する書類が交付される場合にはその書類（写し）を添付すること。

(1) 運営主体の変更（公設民営の場合）

施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）

(2) 認定こども園及び認定こども園を構成する施設の名称の変更

施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）

(3) 認定こども園を構成する施設の所在地（住所）の表示の変更

施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）

(4) 移転又は改築等による建物の規模、構造及び設備（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場等の変更

ア 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）

イ 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況（第4号様式）（建物のみの変更の場合は「1建物」のみ、屋外遊戯場等のみの変更の場合は「2屋外遊戯場等」のみを記入すること。）

- ウ 施設の案内図（最寄駅からの経路等、周辺環境が分かるもの）（移転の場合のみ）
- エ 建物の変更前後の配置図及び平面図
- オ 調査書（第9号様式）（全体、本園及び分園ごとに作成すること。第1片及び第2片のみ）
- (5) 定員（認定こども園の総定員、幼稚園と保育所等の定員、保育を必要とする子供とそれ以外の子供の受入枠、年齢区分及び学級編制）の変更
 - ア 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 保育所入所状況（第7号様式）（保育所型認定こども園に限る。）
 - ウ 調査書（第9号様式）
 - エ 子ども・子育て支援法第32条第2項又は第3項に係る届出書の写し（利用定員を定員と異なる人数に設定している場合）
- (6) 認定こども園の長の変更
 - 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
- (7) 教育及び保育の内容等又は子育て支援事業の計画の変更
 - ア 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 子育て支援事業の計画（第6号様式）（子育て支援事業の計画の変更の場合に限る。）
- (8) 食事の提供形態等の変更
 - 調査書（第9号様式）（業務委託及び外部搬入から設置者が自ら調理することに変更した場合）
- (9) 分園の設置
 - ア 施設概要（第1号様式）
 - イ 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況（第4号様式）（全体、本園及び分園ごとに作成すること。）
 - ウ 施設（分園）の案内図（本園との位置関係が分かるもの）
 - エ 建物の配置図及び平面図（分園）
 - オ 保育所入所状況（第7号様式）（保育所型認定こども園の既存施設に限る。）
 - カ 調査書（第9号様式）（全体、本園及び分園ごとに作成すること。）
- (10) 分園の廃止又は休止
 - ア 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況（第4号様式）
 - ウ 調査書（第9号様式）
- (11) その他の施設概要（第1号様式）に係る重要な事項（開所日数、時間等）の変更
 - ア 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 変更前後の内容が確認できるもの

2 私立認定こども園の内容変更届出の手続

私立認定こども園の内容を変更しようとする者は、法第29条第1項及び府省令第28条第1号の規定により、変更届に次に掲げる書類を添付し、区市町村が指定する日までに当該区市町村長に提出すること。当該変更に係る施設が、保育所、幼稚園、認証保育所の場合は、当該施設についての認可、指導監督等の権限を有する行政庁から当該施設に係る内容変更の届出を受理したことを確認する書類が交付される場合にはその書類（写し）を添付すること。

なお、認定こども園を構成する幼稚園の設置者と保育機能施設の設置者とが異なる場合は、これらの者が共同して届出すること。

変更届を受理した区市町村長は、内容について審査を行い、適当と認めた場合には、次に掲げる書類とともに、原則として変更を予定する日（定員の変更については、園児募集要項を配布する日）の20日前、分園を設置、廃止又は休止する場合は、変更を予定する日が属する月の2か月前の月の初日（当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日）、までに知事に提出すること。

- (1) 設置者の名称の変更（個人の場合の氏名変更を含む。）
 - ア 施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 印鑑証明（事後提出。幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設であって、当該幼稚園の設置者と異なる設置者が設置する施設の場合に限る。）
- (2) 設置者の代表者の変更（法人の場合に限る。）
 - ア 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 代表者の履歴書
 - ウ 印鑑証明（事後提出。幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設であって、当該幼稚園の設置者と異なる設置者が設置する施設の場合に限る。）
- (3) 設置者の住所（法人の場合は所在地）の変更
 - ア 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 印鑑証明（事後提出。幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設であって、当該幼稚園の設置者と異なる設置者が設置する施設の場合に限る。）
- (4) 認定こども園及び認定こども園を構成する施設の名称の変更
施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
- (5) 認定こども園を構成する施設の所在地（住所）の表示の変更
 - ア 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 区市町村から発行される住居表示変更の通知
- (6) 移転又は改築等による建物の規模、構造及び設備（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場等の変更
 - ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - (イ) 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況（第4号様式）（建物のみの変更の場合は「1建物」のみ、屋外遊戯場等のみの変更の場合は「2屋外遊戯場等」のみを記入すること。）
 - (ウ) 施設の案内図（最寄駅からの経路等、周辺環境が分かるもの）（移転の場合のみ）
 - (エ) 建物の変更前後の配置図及び平面図
 - (オ) 保育機能施設の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（東京都認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
 - (カ) 移転、改築等に係る建物の建築確認済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）（東京都認証保育所を除く保育機能施設における建物に係る変更の場合に限る。）
 - (キ) 移転、改築等に係る建物の検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）（東京都認証保育所を除く保育機能施設における建物に係る変更の場合に限る。）
検査済証の交付を受けていない場合は、次のaからcまでのいずれかを提出すること。
 - a 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書
 - b 建築基準法第12条第5項の規定に基づき報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
 - c 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区市町村長が確認した文書
 - (ク) 建物及び土地の登記事項証明書又は使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し（東京都認証保育所を除く保育機能施設の土地及び建物に係る変更の場合に限る。）
 - (ケ) 細目8（3）に基づき実施した「室内化学物質対策実施基準」測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。）（東京都認証保育所を除く保育機能施設に限る。）

- (コ) 火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し（認証保育所を除く保育機能施設が移転した場合に限る。）
- (サ) 細目8（4）イに規定される建築物にあっては、当該事実を客観的に証明できる書類（東京都認証保育所を除く保育機能施設が移転した場合に限る。）
- (シ) 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による規則第7条を満たしていることを証する書類（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
- イ 区市町村長が提出するもの
 - (ア) 認定こども園に係る区市町村意見書（第8号様式）
 - (イ) 調査書（第9号様式）第1片及び第2片
- (7) 定員（認定こども園の総定員、幼稚園及び保育所等の定員並びに保育を必要とする子供及びそれ以外の子供の受入枠、年齢区分及び学級編制）の変更
 - ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - (イ) 職員の構成（第2号様式）
 - イ 区市町村長が提出するもの
 - (ア) 保育所入所状況（第7号様式）（保育所型認定こども園に限る。）
 - (イ) 認定こども園に係る区市町村意見書（第8号様式）
 - (ウ) 調査書（第9号様式）
 - (エ) 子ども・子育て支援法第32条第2項又は第3項に係る届出書の写し（利用定員を定員と異なる人数に設定している場合）
- (8) 認定こども園の長の変更
 - ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - (イ) 認定こども園の長の履歴書
 - イ 区市町村長が提出するもの
 - 認定こども園に係る区市町村意見書（第8号様式）
- (9) 教育及び保育の内容等又は子育て支援事業の計画の変更
 - ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - (イ) 子育て支援事業の計画（第6号様式）（子育て支援事業の計画の変更の場合に限る。）
 - イ 区市町村長が提出するもの
 - 認定こども園に係る区市町村意見書（第8号様式）
- (10) 食事の提供形態等の変更
 - ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 職員の構成（別紙第2号様式・第1片）（業務委託及び外部搬入から設置者が自ら調理することに変更した場合）
 - (イ) 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合）
 - (ウ) 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合）
 - イ 区市町村長が提出するもの
 - 認定こども園に係る区市町村意見書（第8号様式）
- (11) 認定こども園の保護者負担金の変更
 - ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要（第1号様式）
 - (イ) 改定前後の運営規程
 - イ 区市町村長が提出するもの

認定こども園に係る区市町村意見書（第8号様式）

（12）分園の設置

ア 設置者が提出するもの

（ア）施設概要（第1号様式）

（イ）職員の構成（第2号様式）みなし職員については、「資格特例を受ける職員の念書及び施設長による証明」（第3号様式）を添付すること。

なお、みなし職員は認定こども園の認定申請時に本様式に記載されていた者のみ認められる。

（ウ）職員の履歴書（職員の構成（第2号様式）に記載した職員全員のもの）

（エ）幼稚園教諭免許状・保育士証等の資格証明書（見込証明書）の写し

（オ）所定労働時間の明記された非常勤職員雇用通知書の写し（保育従事職員に限る。）

（カ）調理業務を第三者に委託して食事の提供を行う場合

調理業務を第三者に委託して食事の提供を行う場合には、調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供を行う場合には、外部搬入に係る契約書の写し

（キ）建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況（第4号様式）（全体、本園及び分園ごとに作成すること。）

（ク）施設（分園）の案内図（本園との位置関係が分かるもの）

（ケ）建物の配置図及び平面図（分園）

（コ）保育機能施設の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（東京都認証保育所を除く保育機能施設に限る。）

（サ）建物の新築及び増築時並びに用途変更後の建築確認済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）（東京都認証保育所を除く保育機能施設に限る。）

（シ）建築検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）（東京都認証保育所を除く保育機能施設に限る。）

検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次のaからcまでのいずれかを提出すること。

a 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書

b 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書

c 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区市町村長が確認した文書

（ス）建物及び土地の登記事項証明書又は使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し（東京都認証保育所を除く保育機能施設に限る。）

（セ）細目8（3）に規定する「室内化学物質対策実施基準」に基づき実施した測定結果（東京都認証保育所を除く保育機能施設に限る。）

（ソ）火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し（認証保育所を除く保育機能施設が移転した場合に限る。）

（タ）細目8（4）イに規定される建築物にあっては、当該事実を客観的に証明できる書類（東京都認証保育所を除く保育機能施設に限る。）

（チ）保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による規則第7条を満たしていることを証する書類（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）

イ 区市町村長が提出するもの

（ア）保育所入所状況（第7号様式）（保育所型認定こども園に限る。）

（イ）認定こども園に係る区市町村意見書（第8号様式）

- (ウ) 調査書 (第9号様式)
- (13) 分園の廃止又は休止
 - ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要 (第1号様式)
 - (イ) 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況 (第4号様式)
 - (ウ) 分園廃止又は休止後の職員の処遇
 - (エ) 入所している子どもの具体的な受入計画
 - イ 区市町村長が提出するもの
 - (ア) 認定こども園に係る区市町村意見書 (第8号様式)
 - (イ) 調査書 (第9号様式)
- (14) その他の施設概要 (第1号様式) に係る重要な事項 (開所日、開所時間等) の変更
 - ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要 (第1号様式) (変更箇所のみ記入すること。)
 - (イ) 変更前後の内容が分かる書類 (園児募集要項又は重要事項説明書)
 - イ 区市町村長が提出するもの
 - 認定こども園に係る区市町村意見書 (第8号様式)

第5 報告の徴収

- 1 認定こども園の設置者は、法第30条第1項及び府省令第29条の規定により、認定こども園運営状況報告書 (法施行細則別記第8号様式) に次に掲げる書類を添付し、毎年度、別に定める期日までに知事に報告すること。
 - (1) 職員の構成 (別紙第2号様式) 第2片
 - (2) みなし職員が取得した幼稚園教諭免許状の写し
- 2 認定こども園の設置者は、法第30条第2項の規定により、次の事項が生じた場合、速やかに知事及び当該認定こども園が所在する区市町村長に報告を行うこと。
 - (1) 当該施設の管理下において死亡事案、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合
 - (2) 当該施設に24時間かつ概ね週5日程度以上入所している児童がいる場合。
なお、この場合においては、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況を報告すること。
 - (3) 次のア、イ又はウに該当する場合は、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等。この場合、併せて保健所に報告し、指示に従うこと。
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は利用児童の半数以上発生した場合
 - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われる場合
- 3 知事は、法第30条第2項の規定により、前項の報告のほか認定こども園の適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その設置者に対して適宜報告を求めることができる。

第6 辞退又は休止の届出の手續

- 1 公立認定こども園の辞退又は休止の届出の手續
 - 公立認定こども園を辞退又は休止しようとする者は、認定こども園辞退 (休止) 届 (第10号様式) に、辞退又は休止を議決した条例又はこれに代わるものを添付し、辞退又は休止を予定する日の属する月の2か月前の月の初日 (当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日) までに知事に提出する

こと。

2 私立認定こども園の辞退又は休止の届出の手續

私立認定こども園を辞退又は休止しようとする者は、細目14の規定により、認定こども園辞退(休止)届(第10号様式)に、次に掲げる書類を添付し、区市町村が指定する日までに当該区市町村に提出すること。

なお、認定こども園を構成する幼稚園の設置者及び保育所等の設置者が異なる場合には、これらの者が共同して届出すること。

区市町村長は、申請者と協議した内容を踏まえ、辞退又は休止を予定する日の属する月の2か月前の月の初日(当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までに受理した届出とともに認定こども園に係る区市町村意見書(第8号様式)を知事に提出すること。

(1) 認定こども園廃止又は休止後の職員の処遇

(2) 入所している子供の具体的な受入計画

第7 類型の変更の手續

認定こども園の類型を変更しようとする設置者は、第3及び第6に準じて手續を行うこと。

附 則

この要綱は、平成18年12月22日から適用する。ただし、平成19年4月1日までに認定を受けようとするものについては、第3の1及び2中「60日」とあるのは「40日」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の前に行われた認定申請、内容変更及び廃止又は休止の届出の手續については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月9日から施行する。